

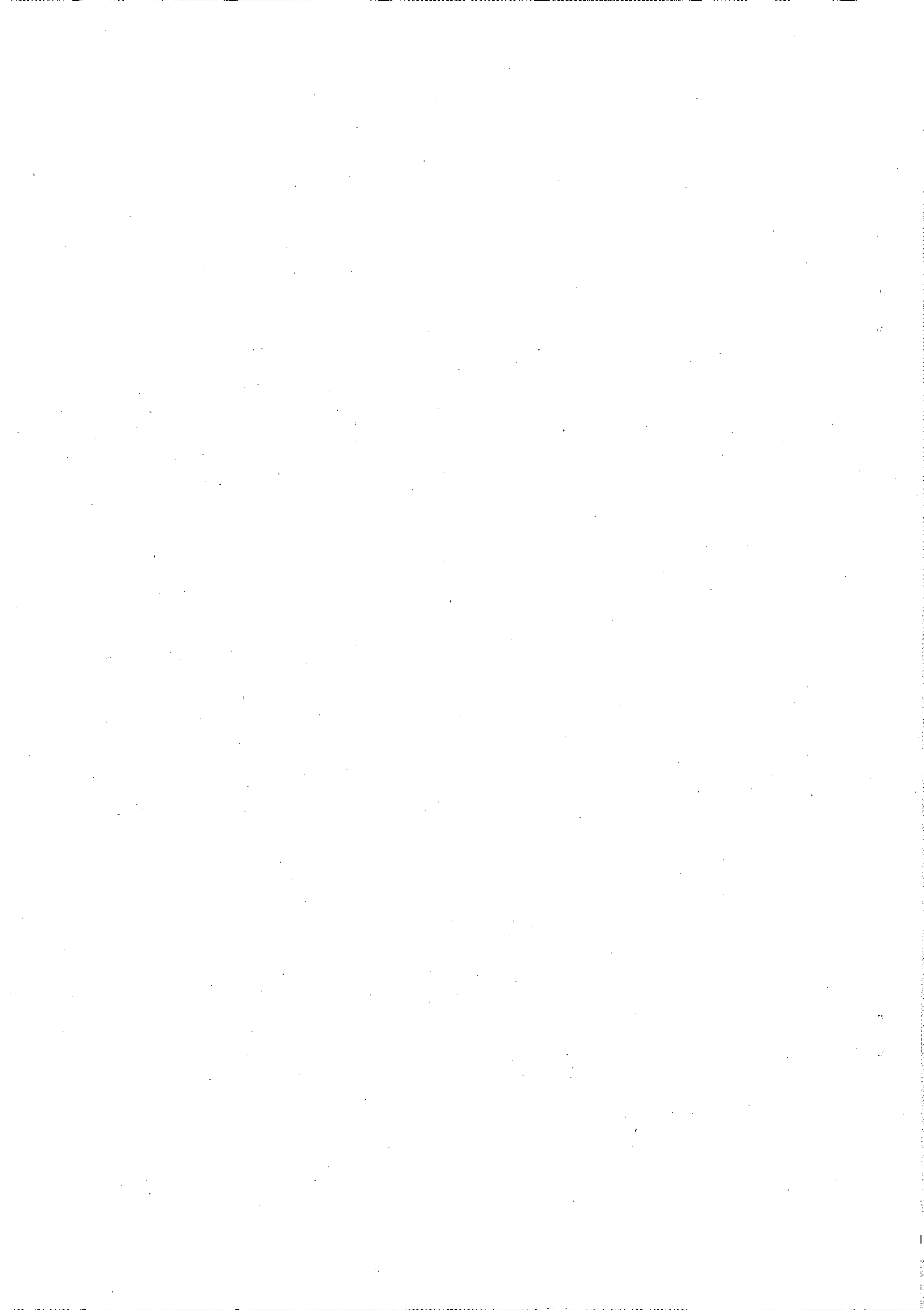
議案第19号

日野町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

日野町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月2日提出

日野町長 景山 享弘



日野町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の
定数に関する条例が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

農業委員会等に関する法律の改正により条例制定を行う。

2 内容

- ・農業委員の定数を5人とする。
- ・新たに農地利用最適化推進委員を設置する。定数は3人とする。

3 附則

- ・平成28年4月1日から施行する。
- ・条例の施行日に在任する農業委員会の委員は、その任期満了の日までの間に限り、なお、従前の例により在任するものとする。
- ・日野町農業委員会の選挙による委員の定数条例は、廃止する。

日野町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づき、日野町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めることを目的とする。

(定数)

第2条 日野町農業委員会の農業委員の定数は、5人とする。

2 日野町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、3人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する農業委員会の委員は、その任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。

(日野町農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

3 日野町農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和45年条例第35号）は、廃止する。